

○総務省令第 号

統計法（平成十九年法律第五十三号）第五十六条の二の規定に基づき、小売物価統計調査規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年 月 日

総務大臣 村上誠一郎

小売物価統計調査規則の一部を改正する省令

小売物価統計調査規則（昭和五十七年総理府令第六号）の一部を次のように改正する。

次の第一表及び第二表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

第一表

[illegible]

第二表

改正後		改正前	
別表（第四条、第五条、第六条、第十条、第十一条関係）		別表（第四条、第五条、第六条、第十条、第十一条関係）	
品目	一	一	一
	「略」塩さば「略」だいこん漬「略」チユーハイ「略」女性用着物「略」帽子男性用靴下「略」ノートブック「略」ビデオソフト「略」写真撮影代「略」	「同上」塩さば煮干し「同上」だいこん漬はくさい漬「同上」チユーハイビール風アルコール飲料「同上」女性用着物女性用帯「同上」帽子ネクタイ男性用靴下女性用ストッキング「同上」ノートブックプリンタ用インク「同上」ビデオソフトメモリーカード「同上」写真撮影代ビデオソフトレンタル料「同上」	「同上」塩さば煮干し「同上」だいこん漬はくさい漬「同上」チユーハイビール風アルコール飲料「同上」女性用着物女性用帯「同上」帽子ネクタイ男性用靴下女性用ストッキング「同上」ノートブックプリンタ用インク「同上」ビデオソフトメモリーカード「同上」写真撮影代ビデオソフトレンタル料「同上」
	調査日	調査日	調査日
	調査担当者	調査担当者	調査担当者
二		二	
「略」		「同上」	
三		三	
「略」		「同上」	
四		四	
「略」	「略」サプリメント「略」プロ野球観覧料「略」介護料「略」	「同上」	「同上」サプリメント青汁「同上」プロ野球観覧料サッカー観覧料「同上」介護料振込手数料「同上」
	「略」		「同上」
備考 表中の「」の記載は注記である。			

附 則

この省令は、令和八年一月一日から施行する。ただし、第二表の規定は、令和九年一月一日から施行する。